

法人様向け保証条件
36ヶ月間のメーカー保証

以下の保証条件は、IDS社のuEye、uEye+、uEye Live、uEye EVS、uEye 3D、およびIDS NXT製品ラインのカメラにのみ適用されます。

IDS Imaging Development Systems GmbH
Dimbacher Straße 10
74182 Obersulm
ドイツ

(以下「メーカー」といいます)

ドイツ民法第14条の意義における事業者（以下「お客様」といいます）によって購入されたものです。

1. メーカー保証

メーカーは、法人顧客に対し、メーカーまたは正規販売代理店が発行した請求書の日付から起算して**36ヶ月間のメーカー保証**を付与いたします。法定保証権は、これによって影響を受けません。

2. 保証の範囲

本メーカー保証は、お客様がメーカーから直接、または正規販売代理店を通じてご購入いただいた、uEye、uEye+、uEye Live、uEye EVS、uEye 3D、およびIDS NXT製品ラインのカメラにのみ適用されます。

本メーカー保証は、ソフトウェア、ファームウェア、ドライバー、その他のデジタルコンテンツおよびサービス（更新、アップグレード、新バージョンを含む）については、たとえ上記製品に関連して提供された場合であっても、対象外となります。

その他の製品（Ensenso製品、アクセサリ、レンズを含む）ならびにソフトウェア、ファームウェア、ドライバー、および製品に関連して提供されるその他のデジタルコンテンツまたはサービス（更新を含む）につきましては、IDS Imaging Development Systems GmbHの適用される一般取引条件（GTC）に基づく法定保証期間が専ら適用されます。

3. 保証サービス

メーカー保証に基づき、IDSは、材料または製造上の欠陥に起因する証明された不具合が発生した場合、保証期間内かつ下記の条件下において、以下のいずれかの措置を自らの裁量と費用負担により講じます：

- 不具合製品の修理、
- 新品または同等の製品との交換、または
- 修理も交換も不可能な場合、お客様は購入代金の返金を受ける権利があります。

本保証に基づく減額、撤回、または補償の権利は一切ございません。

交換された部品は当社所有物となります。部品がその後更新されている場合、または新しいソフトウェアが利用可能な場合、修理には部品および／またはソフトウェアの更新が含まれることがあります。ただし、お客様が修理作業の実施前に書面にて明示的にこれを免除される場合はこの限りではありません。



4. 保証を請求するための要件

保証請求を行うには、お客様は以下の条件を満たす必要があります：

- 不具合を発見後、遅滞なく、かつ発見から14日以内に書面でIDSに報告すること
- シリアル番号および購入証明を提出すること
- 輸送中の損傷を防ぐため、元の梱包材または適切な梱包材を使用すること

5. 保証対象外事項

保証は、以下の条件を満たす場合にのみ有効となります：

- 製品が IDS によって定義された仕様および使用条件の範囲内で使用されていること
- IDS が提供する操作、保守、設置に関する指示に従っていること
- 不具合が不適切な使用、過失、事故、経年劣化、無断の修理、改造、または第三者による介入によって引き起こされたものではないこと
- 外部ソフトウェアやハードウェアが故障の原因ではないこと

以下の状況に起因する損傷または不具合については、保証の対象外となります：

- 不適切な使用、設置、または不適切な保管による損傷
- 通常の摩耗、劣化が生じる部品（例：コネクタ、ねじ山など）
- メーカーの管理範囲を超える不可抗力（例：落雷、過電圧）やその他の予測不可能な事象による損傷
- 汚染、腐食、または化学的影響に起因する不具合

6. 手続きと取り扱い

保証サービスにつきましては、各国の販売会社にて対応いたします。

保証請求は、メーカー認定販売会社のカスタマーサービス宛に、お問い合わせフォームを使用してご提出ください。

当該案件が正当な保証請求として認められない場合、返送に要する費用および返送中のリスクは、すべてお客様の負担となります。正当な保証請求として認められた場合には、メーカーが返送料を負担いたします。

7. 雑則

本保証に基づくメーカーの責任は、法的に許容される範囲において、欠陥製品の価値額を上限とするものとします。損害賠償請求を含むその他の一切の請求は、法令により認められる範囲で除外されます。

本保証に対する変更および追加は、書面による場合に限り有効とします。

本保証は、ドイツ連邦共和国の法律に準拠します。履行地はハイルブロン（Heilbronn）とし、法的に許容される範囲において、専属的管轄裁判所もハイルブロンとします。

オーバーズルム、2026年1月

